○ 小腸機能障害者に対する更生医療の給付について(昭和61年9月22日社更第158号厚生省社会局長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

(发史点は下豚部)	
改 正 後	現行
社 更 第 1 5 8 号 昭和61年9月22日 一部改正 障発第0331005号 平成18年3月31日 一部改正 障発0426第6号 平成25年4月26日	昭和61年9月22日 一部改正 障発第0331005号 平成18年3月31日
各 都道府県知事 指定都市市長	各 都道府県知事 指定都市市長
厚生省社会局長	厚生省社会局長
小腸機能障害者に対する更生医療の給付について	小腸機能障害者に対する更生医療の給付について
(略)	(略)
第一 小腸機能障害者に対する <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成十七年法律第百二十三号)第五十八条第一項に規定する自立支援医療(更生医療)の適用について1~3 (略)	第一 小腸機能障害者に対する <u>障害者自立支援法</u> (平成十七年 法律第百二十三号)第五十八条第一項に規定する自立支援医療(更生医療)の適用について 1~3 (略)
第二 (略)	第二 (略)